

国際日本文化研究センター管理部検収室設置要項

[平成27年5月21日 制定]

(趣旨)

第1条 この要項は、国際日本文化研究センター事務組織規則（平成16年4月8日制定）第13条第2項に基づき、国際日本文化研究センター管理部に置く検収室に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 検収室に室長を置き、経理責任者をもって充てる。

2 室長は、検収室の事務を統括する。

3 検収室に室員を置き、事務職員をもって充てる。

(業務)

第3条 検収室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 物品購入契約に関する検査。

(2) その他室長が必要と認める検査に関すること。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、検収室に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年5月21日から施行し、平成27年5月1日より適用する。